

## 平成30年度 瑞穂市放置自動車廃物判定会 会議録

日 時 平成31年3月1日(金) 午前9時30分から午前9時55分  
場 所 瑞穂市役所巢南庁舎 3階 3-2会議室  
出席委員 委員長 加藤 明  
職務代理者 加藤 裕貞  
委 員 棚瀬 三之  
委 員 歳藤 志郎  
委 員 杉江 功  
事務局 都市整備部長 鹿野 政和  
都市管理課長 平光 光幸  
都市管理課 葛山 倫太郎  
傍聴人 公開 0人

~~~~~  
【事務局】 都市整備部長より開会のあいさつ。  
委員へ委嘱状の配布。  
瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則第14条第2項に定める過半数の委員の出席を満たしているため、会議は成立する旨の報告。

【委員】 協議事項1の委員長の選任については、委員互選により委員長に加藤明委員、職務代理者に加藤裕貞委員を選任。

【委員長】 委員長あいさつ。

【委員長】 協議事項2について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】 資料に基づき、放置自動車整理番号1から4の車両についての概要を説明。

【委員長】 今回廃物判定をする車両については、現地確認できるのか。

【事務局】 現地確認できるよう手配している。現地確認の要否も委員にて判断していただきたい。

【委員1】 現地確認を行わなくても、概要の説明と資料の写真で判断できると思う

が。

【委員長】 それでは現地確認は不要ということでよいか。

【他委員】 (異議なし。)

【委員長】 整理番号1から4の放置自動車の廃物判定について、意見のある方はいるか。

【委員2】 畑仕事をしている方は、農機具入れに自動車を活用している人もいる。

【委員3】 写真を見る限り1と2の車両は周りに畑がありそうだが、農機具等が入っていないのか。

【事務局】 農機具等が入っていない。中にゲートボールの用品が入っている。地元の自治会長に聞き取りを行ったが、所有者はわからない。

【委員3】 ガソリンなどの燃料は確認したか。

【事務局】 確認できていない。

【委員2】 これだけ長い間放置されていると、燃料はタール状になっている可能性が高い。

【委員3】 火災の危険性はあるのか。

【委員2】 もちろんあると思われる。

【委員長】 他に意見はあるか。

【他委員】 (意見なし。)

【委員長】 No.1の車両については、廃物判定基準第1号に該当し、廃物と認める、  
でよいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

No.2の車両については、廃物判定基準第1号に該当し、廃物と認める、

でよいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

No. 3 の車両については、廃物判定基準第 2 号の 3 に該当し、廃物と認める、でよいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

No. 4 の車両については、廃物判定基準第 2 号の 3 に該当し、廃物と認める、でよいか。賛成の方は挙手をお願いしたい。

(全委員挙手)

それでは、瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則第 1 4 条第 3 項により、協議事項 2 の No. 1 から No. 4 の車両については廃物と認定する。

【委員長】 協議事項 3 のその他について何か意見のある方はいるか。

【委員 1】 今回の事例にもあるように、外国人が自動車を処理せずに帰国するケースは、この 4 月改正の入管法が施行されれば、もっと増えるのではないかと懸念する。国にも対応策等を要望しなければいけない。

【事務局】 ご意見として伺っておき、検討したい。

【委員 3】 今回廃物認定した車両についてはいつ処分予定なのか。

【事務局】 条例・規則で定められた告示期間後なるべく早く処理を行いたい。平成 30 年度中を目標としている。

【委員 4】 車の所有者が再度日本に来て、車両を返してほしいと言われたらどう対応するのか。

【事務局】 適正に処分を行うため、当判定会を開いている。所有者には説明を行う。

【委員 4】 処分費等は所有者が見つかったら、どう請求するのか。

【事務局】 一旦は市が負担するが、条例にもあるように本来は所有者が負担するものである。見つかったら所有者に請求を行う。時効については不明な部分があるため、案件が発生していたら、弁護士等と相談する。

【委員長】 他に意見はあるか。意見がないようなので、これにて閉会とする。